

本資料は、平成 30 年 5 月 9 日に発表した「株主提案に対する当社取締役会意見に関するお知らせ」の要旨です。詳細は、「株主提案に対する当社取締役会意見に関するお知らせ」をご確認ください。

## 株主提案に対する当社取締役会意見に関するお知らせ（要旨版）

当社は、平成 30 年 5 月 2 日付の当社取締役会において、当社の株主であるオアシス インベストメンツ ツー マスターファンド エルティエディーより受領した株主提案（以下、「本株主提案」）について反対することを決議いたしましたので、その要旨を以下の通りお知らせします。

### I. 本株主提案の内容及び反対理由

#### （1）剰余金の処分の件

本株主提案では、弊社の別途積立金のうち 314 億 5 千万円を取り崩し、当社普通株式 1 株につき 325 円（総額：約 224 億円）の配当を求められています。しかし、当社では、以下に示す 5 つの理由から、事業推進上、相当額を必要運転資金および中長期的な成長を持続するための必要な資本として、一定程度の現預金を確保する必要があると考えております。

- a) 売掛金の回収、買掛金の支払いピークのタイミングのずれ
- b) グローバルで事業を展開するに当たり、全世界 42 拠点において、複数の通貨建てで一定程度の運転資金を確保しておく必要性
- c) 配当金や税金の支払い、車載向け業界特有のトラブル対応等の準備金、
- d) 自動車メーカー先との取引にあったての財務健全性の確保の必要性
- e) 更なる成長に向けた潜在的な M&A 等への資金需要への考慮

また、本株式交換比率につきましても、第三者算定機関である S M B C 日興証券株式会社から株式交換比率に関する算定書及び意見書（フェアネス・オピニオン）を取得するとともに、法務アドバイザーである T M I 総合法律事務所から本経営統合の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について法的な観点から助言を受けており、正当な判断のもと決定しています。

#### （2）取締役（監査等委員である取締役を除く。） 1 名選任の件

提案株主は、本株主提案書面において「より高度のコーポレートガバナンスが実現する」ことを取締役選任株主提案の理由として、エイヴィエルジャパン株式会社の代表取締役社長の岡田尚己氏を選任しております。

当社取締役会としては、実効的なコーポレートガバナンスを実現するために重要なことは、形式的に社外取締役の人数を増加させることではなく、必要な能力・資質を有する社外取締役を選定することにより、その実質面において取締役会による経営の監督の実効性及び適正性を確保することであるとと考えており

本資料は、平成 30 年 5 月 9 日に発表した「株主提案に対する当社取締役会意見に関するお知らせ」の要旨です。詳細は、「株主提案に対する当社取締役会意見に関するお知らせ」をご確認ください。

ます。

現状においても当社取締役会では、社外取締役が、独立した立場から取締役会の審議に参加し適宜質問や意見を発し、これに基づく徹底的な検証が行われるという体制が確保されており、当社取締役会におけるコーポレートガバナンス体制は十分に機能しております。

また、当社はこの度、新たに、これまで法律・財務・会計の専門分野における実績と広範な見識を有する専門家で構成されていた社外取締役に、企業経営者として実践経験を有する株式会社タンガロイの代表取締役社長の木下聡氏を社外取締役候補者として選定いたしました。同氏の有する経験から、全てのステークホルダーの視点から持続的な成長を目指すための有益な監督・助言を期待することができると考えております。

上記の事情に鑑みれば、岡田尚己氏を取締役候補者として選定する必要はないと判断しております。

### **(3) 監査等委員である取締役 1 名選任の件**

当社の取締役候補者の選任基準に基づきますと、必要かつ適切な能力・資質を有する社外取締役候補者を選定することとしております。監査等委員選任株主提案に係る取締役候補者である宮沢奈央氏は、平成 28 年 9 月に弁護士登録をされておりますが、特定専門分野における実績と広範な見識を有するに至るには相応のご経験年数が必要となると当社は考えます。

この点、当社取締役会では、同じ法律の専門分野においてより豊富な経験・実績と広範な見識を有する柳田直樹氏、長谷川聡子氏を監査等委員である取締役の再任候補者として選定しております。

また、コーポレートガバナンス・コード（平成 27 年 6 月 1 日制定）の原則 4-11 において、「監査役には、財務・会計に関する適切な知見を有している者が 1 名以上選任されるべきである」とされていること、日本監査役協会が制定した監査等委員会監査等基準（平成 27 年 9 月 29 日制定）の第 8 条（監査等委員候補者の選定基準等）第 2 項において、“なお、監査等委員会のうち最低 1 名は、財務及び会計に関して相当程度の知見を有するものであることが望ましい。”とされていることを踏まえ、当社監査等委員会全体としてのバランスや専門的知識、経験等を勘案いたしまして、当社提案に係る監査等委員である取締役候補者が最適任と判断しております。

以上